

28. 発生土利用基準について

発生土利用基準について

1. 目 的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適 用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表－1 に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表－2 に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

5. 適用用途標準

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表－3 に示す適用用途標準を目安とし、個々の事例に即して対応されたい。

6. 関連通達の廃止

本通達の発出に伴い、「発生土利用基準について」（国官技発341号、国間総第669号、平成16年3月31日）は廃止する。

表－１ 土質区分基準

区分 (国土交通 省令) *1)	細区分*2), 3), 4)	コーン 指数 qc*5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*6), 7)		備考*6)			
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w _n (%)	掘削 方法		
第 1 種 建設発生土 〔砂、礫及びこれ らに準ずるも の〕	第 1 種	—	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	—	*排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下水等により含水比 が増加する と予想され る場合は、 1 ランク下 の区分とす る。		
	第 1 種改良土*8)		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}	—			
			人工材料	改良土 {I}	—			
第 2 種 建設発生土 〔砂質土、礫質土 及びこれらに 準ずるもの〕	第 2 a 種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—		*水中掘削 等による場 合は、2 ラ ンク下の区 分とする。	
	第 2 b 種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—			
	第 2 種改良土		人工材料	改良土 {I}	—			
第 3 種 建設発生土 〔通常の施工性 が確保される 粘性土及びこ れに準ずるも の〕	第 3 a 種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—			*水中掘削 等による場 合は、2 ラ ンク下の区 分とする。
	第 3 b 種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下			
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—			
	第 3 種改良土		人工材料	改良土 {I}	—			
第 4 種 建設発生土 〔粘性土及びこ れに準ずるも の(第 3 種発生 土を除く)〕	第 4 a 種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	*水中掘削 等による場 合は、2 ラ ンク下の区 分とする。		
	第 4 b 種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40～80%程度			
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—			
			有機質土	有機質土 {O}	40～80%程度			
	第 4 種改良土		人工材料	改良土 {I}	—			
泥土*1), 9)	泥土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—		*水中掘削 等による場 合は、2 ラ ンク下の区 分とする。	
	泥土 b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上			
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—			
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上			
	泥土 c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—			

*1) 国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年３月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年３月29日 国交令60）においては区分として第１種～第４種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第１種～第４種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第３種改良土は、第４種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/㎡以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（表－２参照）。

*6) 計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（（社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

*9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知）
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。（建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年６月１日 環廃産276 環境省通知）
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年６月12日）を適用するものとする。

表－２　土質区分判定のための調査試験方法

判定指標 ^{*1)}	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数 ^{*2)}	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

*1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。
*2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

表－３ 適用用途標準（１）

適用用途 区分		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※１		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	路床		路体	
								評価	留意事項	評価	留意事項
第１種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第１種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第１種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第２種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第２a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第２b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第２種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第３種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第３a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第３b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第３種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第４種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第４a種	○		○		○		○		○	
	第４b種	△		○		△		△		○	
	第４種改良土	△		○		△		△		○	
泥土	泥土a	△		○		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		×		△	

〔評価〕

- ◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
 ○：適切な土質改良（含水比低下、粘度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
 △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
 ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。

粘度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。

機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。

安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

〔留意事項〕

最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。

細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。

礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。

粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。

透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。

表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。

施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。

淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

〔備考〕

本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。

※１ 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。

※２ 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

表－３ 適用用途標準（２）

適用用途 区 分		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		住宅造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第１種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第１種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第１種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第２種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第２a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第２b種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第２種改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第３種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第３a種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第３b種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第３種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意
第４種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第４a種	○		○		○		○	
	第４b種	○		○		○		○	
	第４種改良土	○		○		○		○	
泥土	泥土 a	○		○		○		○	
	泥土 b	△		△		△		△	
	泥土 c	×		×		×		△	

表－３ 適用用途標準（３）

適用用途 区 分		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立 ^{※２}	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第１種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第１種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第１種 改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域利用注意
第２種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第２a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第２b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第２種 改良土	◎		◎		◎	淡水域利用注意
第３種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第３a種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意
	第３b種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	
	第３種 改良土	○		◎	施工機械の選定注意	◎	淡水域利用注意
第４種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第４a種	○		○		◎	粒度分布注意
	第４b種	△		○		◎	
	第４種 改良土	△		○		◎	淡水域利用注意
泥土	泥土 a	△		○		○	
	泥土 b	△		△		○	
	泥土 c	×		×		△	

参考表 コーン指数（qc）の測定方法

＊「締固めた土のコーン指数試験方法（JIS A 1228）」（地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」 pp. 266-268）をもとに作成

供試体の作成	試料	4. 75mm ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は 9. 5mm ふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 100±0. 4mm 容量 1, 000±12 cm ³
	ランマー	質量 2. 5±0. 01kg
	突固め	3 層に分けて突き固める。各層ごとに 30±0. 15cm の高さから 25 回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3. 24 c m ² 、先端角度 30 度のもの。
	貫入速度	1 cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7. 5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7. 5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入低効率を求める。
	コーン指数（qc）	平均貫入低効力をコーン先端の底面積 3. 24c m ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

